

掛川市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり入館料及び使用料の徴収事務を委託した。

令和3年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称 掛川観光協会大須賀支部

所在地 掛川市西大淵4334番地

2 委託した徴収事務

(1) 掛川市清水邸入館料の徴収事務

(2) 掛川市清水邸の次に掲げる附属設備等に係る使用料の徴収事務

ア 湧水亭和室

イ 湧水亭立礼席

ウ 庭園

エ 茶道具（一式）

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで